

第4期周南市障害福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見趣旨	市の考え方
1	第1章 策定に当たって 2 計画について (6ページ)	周南市地域自立支援協議会の組織図ですが、第3期の障害福祉計画の組織図には記載されていた個別支援会議が今回は抹消されています。記載すべきと思いますが、いかがですか。	第3期の障害福祉計画と同様に、相談支援会議の事業を記載します。
2	第4章 平成29年度の成果目標と達成のための取組 3 福祉施設の利用者の一般就労への移行 (24ページ)	「2 地域生活支援拠点等の整備」に居住支援機能に地域生活支援機能を付加し、双方の連携の下で地域生活支援のための事業を展開する「地域生活支援拠点」の整備について今計画期間内に検討します、とありますが、今計画期間中は検討するものの整備はしない又は、できないのでしょうか。	地域生活支援拠点については、昨年5月の国の基本的な指針の一部改正により、求められる機能が示されましたので、地域自立支援協議会等の場で整備のあり方を、今計画期間中に検討します。 現状の記載どおりとします。
3	第5章 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 3 居住系サービス (26ページ)	「3 居住系サービス」の(2)今後の方策に、今後、施設入所等の地域移行が進み、障害者が適切なサービスを利用しながら一般住宅やグループホームなどで生活する機会が増加することが見込まれます。周南市地域自立支援協議会の協議などを通じて地域生活支援拠点の整備について検討していきます、とありますが今計画期間中は検討するものの整備はしない又は、できないのでしょうか。	地域生活支援拠点については、昨年5月の国の基本的な指針の一部改正により、求められる機能が示されましたので、地域自立支援協議会等の場で整備のあり方を、今計画期間中に検討します。 現状の記載どおりとします。
4	全般	「第3期周南市障害者計画(案)」と「第4期周南市障害福祉計画(案)」相互の関連を踏まえた上での計画作成と実行を宜しく御願い致します。	第3期障害者計画は本市の障害者施策の全般について、第4期周南市障害者福祉計画は本市の障害者の福祉施策についての計画です。 計画相互の関連を踏まえて計画を作成し、実施してまいります。
5	全般	当計画(案)は、市民一般に提示して意見を求める訳ですから、当件に関わる方々であれば御存知であろう語句にも簡単な語句説明を記載して頂ければ、と感じました。今後御検討願います。	巻末等に語句の説明を記載します。 今後もわかりやすい記載に努めます。
6	全般	全体で30頁ほどの資料ですが専門性が高いの案件を、複数の意見募集案件と募集期間が重複する中、通常と同じ1ヶ月間の募集期間で資料を読み意見を送るというのは正直困難です。 可能であれば期間延長又は再実施を希望致します。 上記が困難であるなら、今後の意見募集では資料量・他案件との期間重複等を考慮して募集期間の設定を御願い致します。 (条例では「原則1ヶ月」としており、「必ず1ヶ月」では無い、と記憶しております。)	期間の設定については、今後の実施において検討します。

第4期周南市障害福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見趣旨	市の考え方
7	全般	<p>当件の意見公募は当方市広報誌(1月15日号に1回)で知りました。当意見募集の広報がどの程度実施されたのか把握する範囲で提示願います。</p> <p>当件に限らず、意見募集期間中に発行される市広報には、意見募集中の案件名程度は記載すべきと考えます。</p>	<p>意見募集は、市広報紙、ホームページ、本庁舎市民さろん、障害者支援課、各総合支所、各支所でお知らせや閲覧を行いました。</p> <p>市広報紙は限られた紙面を有効活用するため、同じ内容の記事の再掲載は原則として行わない事としています。</p>
8	全般	<p>当計画は、当事者・専門家でなければ分からない点が多々あるかと思えます。当事者・専門家への積極的な聞き取りを実施した上で、の計画作成・施策実行を御願ひ致します</p>	<p>計画は、障害者施策に関する協議機関である地域自立支援協議会での協議を経ながら、策定を進めています。</p>
9	全般	<p>障害者計画(案)にもありましたが、「検討します。」となっているものを計画に掲載しなければならないのでしょうか。</p>	<p>地域生活支援拠点については、昨年5月の国の基本的な指針の一部改正により、求められる機能が示されましたので、地域自立支援協議会等の場で整備のあり方を、今計画期間中に検討します。</p> <p>現状の記載どおりとします。</p>